

令和3年4月19日

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会  
大阪市立すみれ小学校  
校長 杉本 宏美

### 新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、大阪市は、「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」に指定され、今般、新たに大阪府より、まん延防止等重点措置期間（5月5日まで）における緊急の要請がなされたところです。

本市としましても、徹底した感染症防止対策を講じるとともに、児童の健やかな学びの保障や心身への影響の観点等を踏まえ、学校における学習活動の保障に一丸となって取り組んでまいりたいと考えています。

今後の更なる感染拡大を少しでも予防し、子どもたちの学びの活動を止めないためにも、引き続きご家族の皆様とお子様の感染予防について、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

そこで、以下のような場合は必ず**学校へ連絡**していただくとともに、ご家庭での休養をお願いいたします。いずれも出席停止として扱います。

#### 記

1. 児童本人が、新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、もしくは保健所等から濃厚接触者と認定された場合

2. 児童の同居家族が、濃厚接触者と認定されたり、発熱等かぜ症状が見られたりする等により、検体検査（PCR検査・抗原検査）を受検することとなった場合

3. 児童本人に、発熱等のかぜの症状が見られる場合

具体的には、微熱（普段の体温より高い状態）・発熱（体温が37.5度前後より高い状態）以外に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、におい・味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調がみられる場合

4. 児童の同居家族に新型コロナウイルス感染症を疑い、医療機関等に相談するめやすに該当する症状が見られる場合

《新型コロナウイルス感染症を疑い、医療機関等に相談するめやす》

- ・息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等がある場合
- ・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）場合
- ・基礎疾患等のある方は、発熱や咳などの比較的軽いかぜの症状がある場合